

第3章

タイにおける障害者教育と法的権利

西澤希久男

要約：

タイにおける障害者の受ける権利は、1997年憲法において12年以上の無償教育が認められて以来、大きな進展を遂げている。1997年憲法の規定を実質化するための国家教育法においては、障害者が有する特殊性に鑑み、特則を定めることにより、その権利の実質化を図っている。この考え方は、2007年憲法においても引き継がれるとともに、さらなる実質化を推進するために、障害者教育運営法を定め、障害者ののみならず、関係当事者の権利および義務を定めることにより、障害者が自己の能力を伸ばすことを可能にする体制を法制度上定立している。

キーワード：

1997年憲法 国家教育法 無償教育 障害者教育運営法 障害者学校
特殊教育センター 支援教育学校

はじめに

タイにおいて、近年の障害者に関する法制は大きな動きを見せている。「仏暦2550年憲法」（以下2007年憲法と表記）をはじめ、障害者法制の基本法と言える「仏暦2550年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」（以下、障害者エンパワーメント法と表記）で

は、障害者の権利についての規定が多数収められ、それまでとは違う様相を呈している。障害者を保護の対象とするのではなく、権利の主体として、社会参画の主体として認識されている。自立した主体として社会に参画する上で重要になってくるのは、生業を得て、収入を得ることである。障害者が生業を得ることが困難をとまなうため、各国の政府は様々な施策をとって、障害者の雇用を促進している。タイでも障害者エンパワーメント法により割当雇用制度を設けており、関係省令により、100人に1人の割合で障害者を雇用することを義務づけている。しかし、このような制度を設けるだけでは、雇用を促進するには不十分である。雇用を得て働く能力があることを証明する必要がある。使用者に障害者の能力を認識させる施策をしっかりと実行していくことは必要であるが、障害者がそのような能力を身につけておくことも同時に必要となる。その能力を醸成するために重要なものの一つが教育である。

教育を受ける権利は基本的人権の一つである。しかしながら、基本的人権であるにもかかわらず権利として尊重されない場合があることも事実である。特に、発展途上国においてはその傾向は顕著であった。また、一般的に教育を受ける権利が認められたとしても、障害者に対する理解不足や差別などのために、障害者が教育を受けることが困難であったことも紛れもない事実である。しかし、近年のタイにおいては、障害者の教育を受ける権利を認め、かつその権利へのアクセスを保障するための様々な施策が講じられてきており、障害者教育の新たな段階が来ていることは明らかである。

そこで、本稿では、タイにおける障害者の教育を受ける権利を検討するための基礎的資料を提供するために、タイにおける障害者教育制度の概要とその現状を述べた後、関連する法令の概要を示していく。

I タイにおける障害者教育制度の概要と現状

現在のタイにおける障害者教育を担っている教育機関はさまざまあるが、重要なものとして特殊学校がある。特殊学校の中で、障害者のみを対象としている障害者学校は現在55校存在している。そのうちわけは、私立学校が12校あり、私学教育振興委員会事務局が所管している。その他については、特殊教育行政事務局が所管しており、同じ教育省の中の部局であるが、設立母体により担当部局が異なっている。特殊教育行政事務局は、自ら担当する障害者学校と支援教育学校については統計を公表している。以下その公表された統計に基づき、概要と現状について説明をする。

まず障害者学校であるが、これは、就学前教育から中等教育後期（日本における高等学校段階に対応）までを対象としている。その数は43校であり、35県にわたっている。43校のうち、聴覚障害者を対象とするのが20校、視覚障害者を対象とするのが2校、知的障害者を対象とするのが19校、肢体不自由者を対象とするのが2校である。生徒数は、2012

年6月段階で、1万3230名となっている。そのうち、寮生活をしている生徒は1万2369名、通学している生徒は861名である [Klumngankhomunlaesansontheat n.d.a, 8-9]。

特殊教育行政事務局が所管する学校で、障害者教育にとって重要なものとして、支援教育学校がある。支援教育学校とは、就学機会を得ることが困難な児童を対象とした学校である。この支援教育学校は全国に51校あるが、これは二つに分類することができる。

第一は、狭義の「支援教育学校」である。この学校は、障害者学校と同様、就学前教育から中等教育後期を対象としている。この学校では、就学機会困難児童に含まれるのは、①貧困児童、②薬物問題児童、③被遺棄児童、④虐待児童、⑤エイズまたは社会が嫌悪する伝染病の影響を受ける児童、⑥マイノリティグループの児童、⑦家がない児童、⑧強制的に労働させられるまたは児童労働に従事している児童、⑨性産業または児童売春に従事している児童、⑩児童観察保護施設にいる児童である。障害者は上記カテゴリーには含まれていないが、インクルーシブ教育の一環として受入れが行われている。

第二のものは、「国王支援学校」である。この学校は、経済的、社会的に困難な状況にいる少年を支援するために設置された学校である。この学校はロイヤル・プロジェクトの一環として設置され、1988年以降25校が設置されている。

支援教育学校全体51校の生徒数は、2012年6月段階で3万6538人である。そのうち、寮生が3万3489名で有り、通学生が3049名である。支援教育学校で学習している障害者の数は、1087名で有り、そのうち寮生が789名、通学生が298名である [Klumngankhomunlaesansontheat 2012, 58-60]。

その他、障害者教育を担う機関として、「特殊教育センター」がある。特殊教育センターでは、インクルーシブ教育を実施している一般学校や医療機関に出向いて、障害者教育のための助言等をするほかに、実際に障害児童を受け入れ、家庭を訪問して障害児教育を直接、間接に担っている。特殊教育センターは、全国で77カ所有り、教区毎に設置されるのが13カ所（バンコク（中央）、ナコンパトム（第1教区）、ヤッター（第2教区）、ソクラー（第3教区）、トラン（第4教区）、スパンブリー（第5教区）、ロップブリー（第6教区）、ピッサヌローク（第7教区）、チェンマイ（第8教区）、コーンケーン（第9教区）、ウボンラーチャターニー（第10教区）、ナコンラーチャシーマー（第11教区）、チョンブリー（第12教区））とその他、県単位に設置される64カ所の、合わせて77カ所である。

特殊教育センターにおいて学習している生徒数は、センター総数が76カ所の時のものであるが、2012年6月において8万2399名である [Klumngankhomunlaesansontheat n.d.b, 1]。

ちなみに、一般学校での障害者の生徒数は、2008年段階のものであるが、16万8247名である [Klumngankhomunlaesansontheat n.d.b, 1]。

II タイにおける障害者の教育を受ける権利

1. 1997年憲法

教育を受ける権利は基本的人権であるが、タイにおいて憲法上教育を受ける権利を定めた初めての憲法は1974年憲法である。それまでは、教育に関する規定が存在せず（1932年憲法，1946年憲法），規定があったとしても自由に関するものや教育を受ける義務についてのものであった（1949年憲法，1968年憲法）。1974年憲法で一旦教育を受ける権利が定められたが，1976年憲法においては，再び自由と義務に関する規定方法に変更され，それは1991年憲法でも踏襲された。しかしながら，1995年の改正により，権利についての規定が復活して以降，教育に関する権利の規定は憲法上継続して定められている。

タイにおける教育を受ける権利について大きな転換を迎えたのは，1997年憲法である。ここでは，単なる抽象的な権利として認めるのではなく，具体的な形で規定をしている。すなわち，12年以上の無償の基礎教育を受ける権利として規定している（第43条第1項）。これにより，中等教育後期までの教育を無償で受けることができる。義務教育は中等教育前期までの9年間であるので（2002年義務教育法第4条第1号），義務教育を超える範囲での無償教育を受ける権利を保障している。この規定により12年の無償教育を保障すると言うことは，国家に無償教育を提供する義務を課すこととなる〔Shinkanet 2000, 13〕。

1997年憲法では，12年以上の無償教育を保障する規定の他に，教育に関する規定を新たに設けている。それは，教育運営において，地方行政機関や民間の参加に留意する旨の規定が増設された（第43条第2項）。中央の力が強いタイの行政において，地方および民間の意見を尊重するというのはそれまで考えられなかったものであり，地方分権，住民参加を憲法の柱としている1997年憲法の基本思想が教育に置いても反映されている。

2. 1999年国家教育法

この1997年憲法において教育に関する規定が既存のものと比較して大きく変更され，教育に関する各種法令も，憲法の規定に沿う形で立法，改正される必要が生じた。そこで，その一環として，1999年2月6日に「仏暦2542年国家教育法」（以下，国家教育法と表記）が公布された。この1999年法は，全78条よりなり，定義に関する規定の後，第1章「一般規則-意図および原理-」，第2章「教育における権利および義務」，第3章「教育制度」，第4章「教育運営方針」，第5章「教育行政および運営」，第6章「教育の水準および質の保障」，第7章「教員，教授，教育職員」，第8章「教育向け資源および投資」，第9章「教育向け技術」，「経過規定」により構成される。

教育の権利については、第2章に規定されている。そこでは、憲法の規定に対応して、第10条第1項において、12年以上の無償の基礎教育を受ける権利を認めている。第2項では、障害者、機会困難者等は、特別の基礎教育を受ける権利を有するとする（同条第2項）。第3項には、障害者教育のための特則が規定されている。そこでは、教育は生後または障害が生じたときから無償で受けることができるとする。そしてさらに、省令の定めに従い、必要な施設の利用、サービスの提供、支援等を受けることができるとする。第2項および第3項において、障害者に対する教育を受ける権利を保障するための特則が規定され、単に一般的な権利保障ではなく、教育へのアクセスを保障しており、この考え方は後の2007年憲法でも引き継がれている。

1997年憲法の規定に従い、国家教育法においても12年以上の無償教育が規定された。ただし、憲法上も国家教育法上も無償教育の範囲、すなわちどのような費用を支払う必要が内科についての基準が明確にされていない。この点については、1999年3月16日の閣議により、次のように確認された。それは、教育における費用を基本費用と特別費用に分類する。基本費用は、授業料と教育備品費である。特別費用は、教科書費、昼食費、補助食品費、交通費、制服費を意味する。このうち、特別費用については、経済的または社会的要因により特別のニーズを必要とする集団に対して、国家が対応するものである〔Shinkanet et al. 2002, 47〕。障害者はこの特別のニーズを必要とする集団に属すると考えられるので、基本費用および特別費用については支払う必要がない。

さらに、教育を受ける権利を保障するために、実際に教育を受ける者の関係者に対しても権利および義務を定めている。まず、義務については、父、母、または保護者は、子どもに義務教育を受けさせる義務を有する（第11条）。他方権利については、国家から子どもを養育する上で必要となる知識の提供を受けること、支援金を受けること、さらに法律の規定に基づき、教育費に関する税金の減免措置を受ける権利である（第13条）。さらに基礎教育を提供している個人または集団も、同様の措置を受ける権利を有する（第14条）。

3. 2007年憲法

1997年憲法は、2006年9月のクーデターで廃止されることになるが、その後に制定された現行憲法である2007年憲法においても、教育を受ける権利については削除されることなく、引き続き規定された。

2007年憲法においても1997年憲法と同様に、12年以上の無償での基礎教育を受ける権利は維持された（2007年憲法第49条第1項）。さらに、障害者や困窮者等については特別に第1項に規定された権利を再度確認するとともに、他人と同等の権利を享受するために国家からの支援を受ける権利を有することを規定した（同条第2項）。ここでは、権利を

実質化するために、教育へのアクセスを保障するために [Cumpa 2012, 312] , 国家による支援を受ける権利を並記している。

さて、Cumpa [2012, 313] が指摘するように、ここで問題になるのは、無償教育を受ける権利が定められているが、教育に関する費用のすべてが無償となるか否かである。この問題は、2007年憲法の起草段階における議論において、無償教育の内容に言及しているからである。起草段階の議論において無償の部分について、たとえば、権利金、寄付金、カリキュラムに関するあらゆる費用の徴収を禁止するとする。そして、その説明として、特別授業などの名前があったとしても徴収を禁止するとする

[Khanakanmathikanwisaman banthukcetnarom cotmaehet lae Truatraikanprachum 2007, 43-44] 。

2007年憲法に定められた無償教育に関する第49条第1項の内容に関連して、法制委員会に対して教育省基礎教育委員会事務局から2008年4月30日付けで問い合わせがあった。すなわち、現在、所管する学校においては、生徒の能力を最大限に引き出すための教育を実施するために、生徒の能力に合わせた授業ができるよう、各学校の自主性を認めて、カリキュラム外における教育を推奨している。その際、そのカリキュラム外におけるさまざまな授業に対する費用を徴収してきた。しかし、2007年憲法第49条第1項についての起草段階における議論によると、名称にかかわらず費用を徴収しては行けないとする。基礎教育委員会事務局として、所管する学校に対して、カリキュラム外の授業の費用を徴収することを許可する布告を公布しても大丈夫かという内容の問い合わせであった(1-3)。この問い合わせに対して、法制委員会は、2007年憲法の委員会における起草段階の資料がこのようにいっているとしても、憲法制定議会はこのような考え方を指示している旨は表明していないことと、また2007年憲法の規定と1997年憲法の規定の考え方は変更していないことを理由として、教育省に対して、憲法が定める、国家が保障しなければならない、遍く、質を有する無償教育で行うカリキュラムと、それを超えて行い、その場合費用を徴収するとする事を明らかにする一般的な基準を策定すべきであるとしながらも、カリキュラム外における費用の徴収を認めた [Samnakngankhnakanmakankritsadika 2008,4-6]。この事例では、2007年憲法第49条第1項の規定についての論点で有り、法制委員会での判断においても、障害児童の例を出して検討しているわけではないが、ここではカリキュラム外の授業における費用負担が争点となっており、その点からすると障害児童にも該当する論点である。後述する2008年に公布された「障害者のための教育運営に関する法律」(以下、障害者教育運営法と表記)においては、「ゆりかごから墓場まで」における教育の無償を権利として定めている(第5条第1号)。12年間に限定されておらず、国家教育法の特則となるのであるが、教育の内容についての規定は定められていない。そうなる、上位規定である憲法、国家教育法における考え方が採用されることとなるので、カリキュラム外の授業が行われた場合における費用負担の問題が出てくる可能性はありうるものである。

4. 2008年障害者教育法

2002年の国家教育法第10条第1項は12年以上の無償の基礎教育を受ける権利を認め、第2項では、障害者、機会困難者等は、特別の基礎教育を受ける権利を有するとする。続く第3項には、障害者教育のための特則が規定されている。そこでは、教育は生後または障害が生じたときから無償で受けることができるとする。そしてさらに、省令の定めに従い、必要な施設の利用、サービスの提供、支援等を受けることができるとする。第2項および第3項において、障害者に対する教育を受ける権利を保障するための特則が規定されており、障害者教育の特殊性が規定上も表れている。そしてさらに進んで、障害者教育の特殊性に鑑み、一般規定である国家教育法よりさらに詳しい特別法が必要であるとの認識に至った。その結果公布されたのが、障害者教育運営法である。その公布理由によると、障害者教育の運営においては、一般生徒に対するものと異なるものがあるとする。そして、障害者が生まれてから、または障害を有するに至ってから、教育面における特別のサービスおよび支援を受ける権利および機会を持たせなければならないとする。それゆえ、障害者に教育におけるすべての段階および制度においてサービスを提供し、支援をするためにこの法律が制定されたとする。

障害者教育運営法は、上記理由のもとに、2008年2月6日に公布され、翌日から施行された。障害者教育運営法は、全29条からなり、定義に関する規定の後、第1章「教育における権利および義務」、第2章「障害者教育運営の振興」、第3章「障害者教育発展振興基金」および経過規定から構成される。

障害者の教育を受ける権利に大きく関係する部分は、第2章となる。第5条は障害者の教育面における権利を3つ規定している。それは、第一に、生まれてからまたは障害が発生してから生涯にわたって、無償により教育を受ける権利を有する。その際、教育に関する技術、設備、媒体、サービスおよびその他支援を同時に受けることができる（第1号）。第二に、能力、関心、得意および必要性に応じて、教育サービス、教育施設、教育制度、教育形態を選択する権利を有する（第2号）。第三に、一定水準の質が保障された教育を受ける権利を有し、その際、障害者個人と障害の種類に応じた必要性に相応しいかたちで、学習過程についてのカリキュラムを運営し、試験を実施する（第3号）。

障害者の教育に関する権利を直接定めるのは、第5条のみである。それ以外の部分は、障害者の教育を充実させるために、関係当事者の権利および義務を定めている。この規定方法は、障害者エンパワーメント法においても見いだすことができるものである。まず、権利についてあるが、特殊教育を担当する教員は法律の定めに従い特別給を受ける権利を有する（第6条第1項）。障害者教育に携わる教育機関で条件を満たすところは、補助金を受ける権利を有する（第7条第1項）。

次に、関係当事者に課される義務的なものとして、まず教育機関は、教育省布告において定められた基準および方法に従い、障害者の必要性に対応した個別的な学習計画を策定し、また少なくとも1年に1回、学習計画の見直しをしなければならない（第8条第1項）。また、教育機関は、障害者が入学し、便益を利用できるように環境整備しなければならない（同条3項）。障害者の受入れに関連して、高等教育機関は、障害者教育運営振興委員会の定める基準および方法に従い、適切な割合または総数をもって障害者の受入れをする義務を有する（同条第4項）。障害者を受け入れない教育機関は、差別をしたものとみなされる（同条第5項）。障害者がすべての段階で教育を受けることができ、または必要に応じた教育サービスを受ける事ができるようにするため、国家または関係機関は障害者の保護者を支援し、共同体または職業人との協力をしなければならない（同条第6項）。その他、関係する技術発展研究の支援、教職員の能力向上のために国家は支援し（同条第7項）、地方団体は、障害者教育運営における利益のために、規則等を制定する（同条第8項）。

5. 小活

タイにおける障害者教育に関する法的権利は、1997年憲法のもとで、遍く、かつ質を有する12年以上の基礎教育を無償で受ける権利として認められた。そして、その規定を受けて国家教育法は障害児童における特則を設け、障害者の教育を受ける権利を実質化せせることを目指している。その考えは、2007年憲法および障害者教育運営法においても引き継がれている。開発途上国における障害者教育を考える上で、有償教育であるとすれば、それは権利として保障されていても殆ど意味を有しない。また、無償教育であったとしても、無償の範囲が大きな問題となる。教育にかかる費用は多岐にわたるため、授業料のみが無償であっても、その他の費用が有償であれば、教育を受ける機会は制限されざるをえない。その点、閣議決定の内容は、教育における費用を基本費用と特別費用に分類し、授業料と教育備品費である基本費用だけでなく、教科書費、昼食費、補助食品費、交通費、制服費を含む特別費用についても経済的または社会的要因により特別のニーズを必要とする集団に対して、国家が支出するとあるので、通学する上での費用を十分カバーしている内容と言える。

また、教育を受ける障害者自身についてだけでなく、関係者および教育機関への支援も法定しており、障害者が個人の関心、能力等に応じて有意義な教育を受けることを保障することに腐心している。

タイにおける障害者に対する教育は、障害者教育の有する特殊性を考慮したものであり、法令上においては十分な保障がなされていると言える。

おわりに

本稿では、タイにおける障害者の教育を受ける権利を検討するための基礎的資料を提供するために、法令の規定の中でも、特に権利に関係する部分の焦点を当ててきた。法令の内容としては、1997年憲法以降、とくに1997年憲法規定を受けて制定された国家教育法以降、充実したものとなっている。しかしながら、法令により認められた権利および便益が、実際に保障されているかを見る必要があるのは言うまでもない。特に、開発途上国においては、法令と実際の乖離が激しいことは当然の前提となっている。今後は、実際上の運用を調査し、タイにおける障害者の教育を受ける権利の実情を明らかにしていきたい。

[参考文献]

〈タイ語文献〉

Cumpa, Manit 2012, Khamathibai ratthammanun heang rachaanakakthai (p.s. 2550) lem 1 cabappraprungrmai (『タイ王国憲法(仏暦2550年)解説 第1巻 改定版』), Chula book press, Krungthep

Klumngankhomunlaesansonthat n.d.a, Khonmunsarasonthet pi55 n 10 mithunayon 2555 lae khomunkatnichiwatkhunnapnakrian pikansuksa 2554 rongrianchaphokhwampikan 43rong (『障害者学校43校における2555年6月10日段階の55年度情報および2554年度学生の質想定指数情報』), special.obec.go.th/special_it/information school special-support 55/2.Information55(special).pdf (visited on 19 Feb. 2013)

Klumngankhomunlaesansonthat n.d.b, Tarangsarup khomuncamnuan dekpikan lae dekdoiokat naisathanasuksa thi catkansukusapiset nai sangkatsamnakborihanngankansukusapiset lae sangkatsamunakngankheatphounthikansukusa (10 Mithunayon 2552) (「特殊教育行政事務局および教育地区事務局の所管する特殊教育機関における障害児童および機会困難児童数に関する簡易表」2009年6月10日分), special.obec.go.th/special_it/information school special-support 52/1.school special 52.pdf (visited on 19 Feb. 2013)

Klumngankhomunlaesansonthat n.d.c, Tarangsarup khomuncamnuan dekpikan lae dekdoiokat naisathanasuksa thi catkansukusapiset nai sangkatsamnakborihanngankansukusapiset lae

sangkatsamunakngankheatphounthikansukusa (10 Mithunayon 2555) (「特殊教育行政事務局および教育地区事務局の所管する特殊教育機関における障害児童および機会困難児童数に関する簡易表」 2012年6月10日分,
special.obec.go.th/special_it/information school special-support
55/1.schoolspecial55.pdf (visited on 19 Feb. 2013)

Klumngankhomunlaesansonthet 2012, Khonmunsarasonthet pi55 n 10 mithunayon
2555 lae khomunkatnichiwatkunnaphapnakrian pikansuksa 2554
rongriankansuksasongkhrocamnuan 51rong (『支援教育学校51校における2555年6
月10日段階の55年度情報および2554年度学生の質想定指数情報』),
special.obec.go.th/special_it/information school special-support
55/8.Information54(support).pdf (visited on 19 Feb. 2013)

Khanakanmathikanwisaman bantukcetnarom cotmaehet lae truatraikanprachum
2007, Cetnarom ratthathammanun heang rachaanakathai phuthasakarach 2550
(『仏暦250年タイ王国憲法の意図』),
http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_documents_count.php?doc_id=4230
(visited on 2 Dec. 2012)

Samnakngankhnakanmakankritsadika 2008, Bantuk
samnakngankhnakanmakankritsadika ruang kankepkhachaicai puea
catkansuksakhongsathanasukusa tammattra 49 waknueng khong
ratthathammanun heang rachaanakathai (「タイ王国憲法第49条による教育機関の教育運営のための費用徴収についての法制委員会記録」),
web.krisdika.go.th/data/comment/comment2/2551/c2_0463_2551.pdf (visited on 19
Feb. 2013)

Shinkanet, Bancet 2000, Saranukurom ratthathammanun heang rachaanakathai
phuthasakarach 2540 ruang hlapphuentankhongsitthi seriphap lae
saksikwampenmanut (『仏暦タイ王国憲法事典 権利, 自由, および人としての尊
厳に関する原則』), ongkankhakongkhurusapha, krungthep

Shinkanet, Bancet and Trithot Nikhrothangkun and Songwut Carakhaconkul 2002,
Raingankanwicai ruang sitthi law okat thangkausuksa tam ratthathammanun
heang rachaanakathai p.s. 2540 lae prarachababyat kansuksa heang chat p.s.
2542 (『仏暦2540年タイ王国憲法および仏暦2542年国家教育法に定められた教育にお
ける権利および機会に関する研究報告』), Samnakngankhanakamkansuksa heang
chat, Krungthep